

平成28年12月13日

一般社団法人 投資信託協会
会長 白川 真 殿

鎌倉投信株式会社
代表取締役社長 鎌田 恭幸 印

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	435,000千円
会社が発行する株式総数	69,000株
発行済株式総数	56,550株

最近5年間における資本金の額の増減：

平成23年12月15日	資本金	341,500千円に増資
平成24年1月30日	資本金	346,500千円に増資
平成24年10月24日	資本金	386,500千円に増資
平成25年7月19日	資本金	424,000千円に増資
平成27年7月21日	資本金	435,000千円に増資

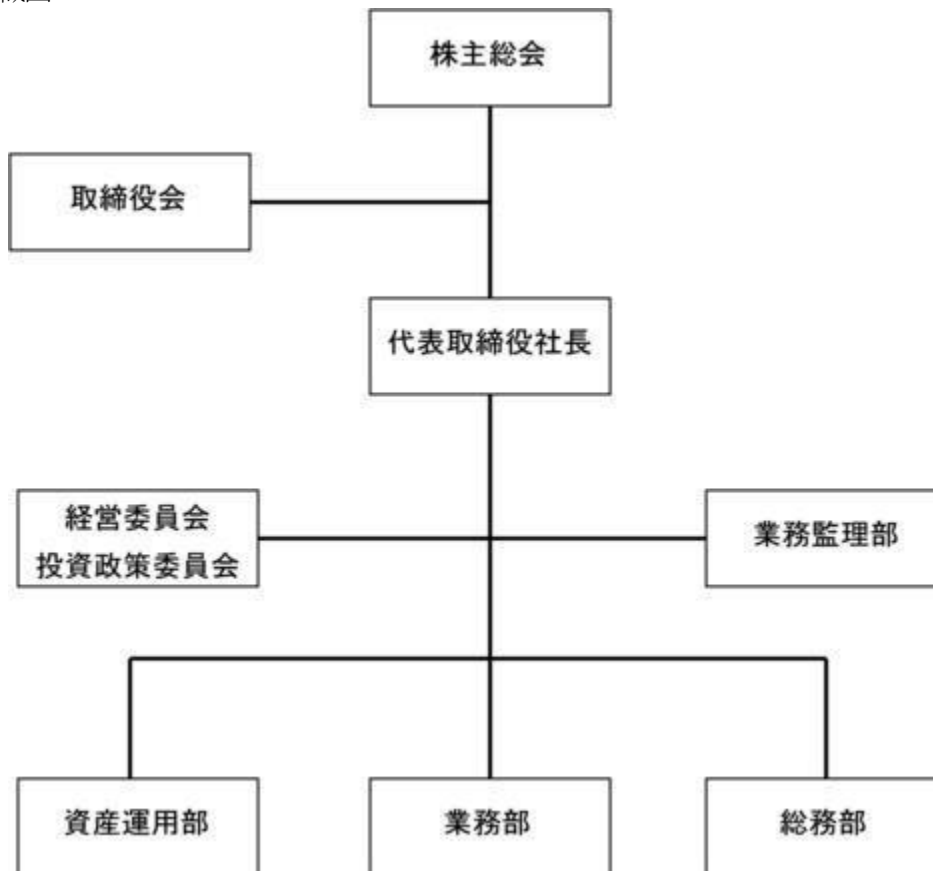
(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

当社では、受託者責任を全うし社会への貢献を行うべく、適切に業務運営を遂行し、最善の資産運用サービスを提供するために必要な会社の組織機構・業務分掌ならびに職位および職務権限の大綱を定め、職務遂行上の基準を明確にすることによって、業務の公正な運営体制の確立と責任体制の明確化を図っています。

会社の業務運営の組織体系は、取締役会、代表取締役、各業務関連部（総務部、業務部、業務監理部、資産運用部）によって構成されています。

②組織図



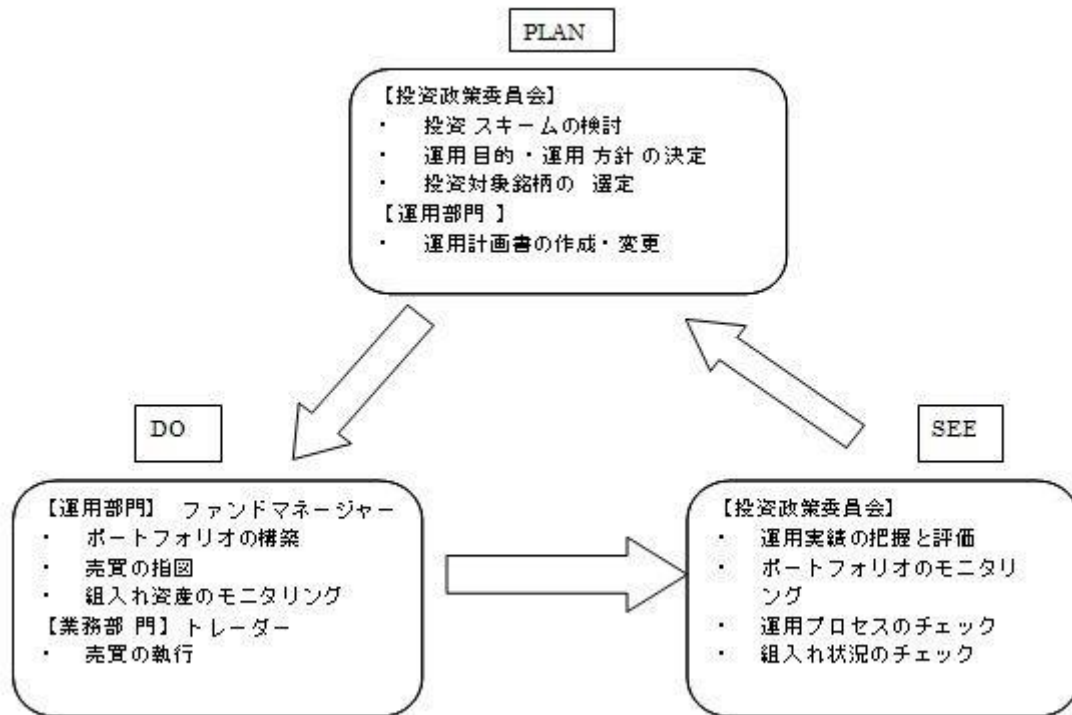
取締役会は取締役全員をもって構成し、会社の重要な業務遂行において決定を行うとともに、その執行結果に対する評価および監査を行います。

代表取締役社長は、会社を総攬し、全般の業務遂行について指揮します。また、取締役は、代表取締役社長の指揮下にあつてこれを補佐し、代表取締役社長の命ずる一定の部の業務を担当して、その業務執行を指揮調整します。

一方で、リスク管理、コンプライアンス、内部監査を包括する内部管理は経営の重要課題だと認識しています。そのため、他業務とは独立した業務監理部を設置し、業務監理部長が専従の内部管理の責任者となり、体制の整備・強化を図っています。

さらに、会社の運営体制をより強固なものにするため、経営全般に関する事項について、報告・連絡・協議・審議・決定を行う「経営委員会」、資産運用の基本方針ならびにアセットアロケーションを検討・決定し、あわせて運用の成果を分析する「投資政策委員会」を設置しています。

③運用の意思決定機構



<投資政策委員会> (5~6名程度)

- ・ 社長、ファンドマネージャー、業務監理部長、業務部長等がメンバーとなり、資産運用部長を議長とし原則として毎月1回開催します。
- ・ 「結い 2101」の運用目的・運用方針、投資対象銘柄等を審議・決定するほか、運用実績やポートフォリオのモニタリングや評価を行います。
- ・ 運用のリスク管理やコンプライアンスの観点から運用プロセスや組入れ状況の検証も行われます。

<ファンドマネージャー> (2名)

- ・ 一度投資した銘柄については長期保有するという当社の運用スタイルを前提に、投資政策委員会において決定された運用目的・運用方針、投資対象銘柄等に基づき、「運用計画書」を策定し、投資政策委員会へ提出します。
- ・ 「運用計画書」にしたがって運用を行い、運用実績について「運用実績報告書」を作成します。

<業務監理部> (1名)

- ・ リスク管理やコンプライアンス面から、当社の業務全般に対して業務監理部が内部管理の統括を行います。
- ・ 業務監理部長は投資政策委員会に出席し、審議内容についてチェックします。
- ・ 業務監理部は、資産運用部や業務部の報告等に基づき、必要に応じてアドバイス、注意喚起、警告を行います。

<業務部トレーダー> (2名)

- ・ 業務部に所属するトレーダーがファンドにかかる有価証券等の売買業務を行います。
- ・ トレーダーは、ファンドマネージャーから売買等の依頼を受け、取引を実行します。
- ・ 「結い 2101」は、有価証券等の売買発注において、売買執行に収益の源泉を求めていません。

- ・トレーダーには、法令諸規則に則り、コンプライアンスに配慮して、発注業務等を行うことが社内規程で義務付けられています。

当社では、信託財産の適正な運用の確保および受益者との利益相反の防止等を目的として、各種社内諸規程を設けています。

「結い 2101」の運用体制等は、有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託の運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集業務を行います。

平成28年11月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託1本、純資産額は24,794百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

- (1) 委託会社である鎌倉投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しています。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しています。
- (3) 委託会社の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)は、イデア監査法人の監査を受けています。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	102,892	62,973
直販顧客分別金信託	230,000	360,000
未収委託者報酬	26,456	43,606
その他	2,900	3,688
流動資産合計	362,249	470,268
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	18,630	17,612
構築物	389	324
器具備品	1,036	1,403

有形固定資産合計		20,056	19,340
無形固定資産	※2		
ソフトウェア		21,062	29,651
無形固定資産合計		21,062	29,651
投資その他の資産			
長期前払費用		2,877	2,037
投資その他の資産合計		2,877	2,037
固定資産合計		43,995	51,029
資産合計		406,245	521,297
負債の部			
流動負債			
預り金		5,366	3,389
顧客預り金		14,669	16,102
未払金		2,139	8,540
未払費用		5,126	6,803
未払法人税等		866	1,315
未払消費税等		1,454	3,830
1年内償還予定の社債		200,000	-
流動負債合計		229,623	39,982
固定負債			
社債		100,000	400,000
固定負債合計		100,000	400,000
負債合計		329,623	439,982
純資産の部			
株主資本			
資本金		424,000	435,000
資本剰余金			
資本準備金		120,500	130,500
資本剰余金合計		120,500	130,500
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△467,878	△484,184
利益剰余金合計		△467,878	△484,184
株主資本合計		76,621	81,315
純資産合計		76,621	81,315
負債・純資産合計		406,245	521,297

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	107,969	184,704
営業収益合計	107,969	184,704
営業費用		
支払手数料	31,230	38,354
広告宣伝費	1,300	1,886
委託計算費	11,242	14,202
営業雑経費	16,668	35,686
通信費	4,973	10,191
印刷費	5,088	16,938
協会費	1,862	1,080
その他	4,744	7,476
営業費用合計	60,441	90,129
一般管理費		
給料	52,230	61,021
役員報酬	21,641	21,000
給料手当	30,588	40,021
交際費	23	-
旅費交通費	3,987	3,636
租税公課	1,234	1,897
不動産賃借料	2,244	2,244
固定資産減価償却費	8,479	8,952
消耗品費	1,712	2,013
法定福利費	7,423	8,652
支払報酬	2,364	4,734
その他	12,577	14,635
一般管理費合計	92,278	107,788
営業損失	△44,750	△13,212
営業外収益		
受取利息	121	132
著作権使用料	7	1,457
講演料収入	1,850	1,605
雑収入	28	131
営業外収益合計	2,008	3,326
営業外費用		
社債利息	5,400	6,048
雑損失	49	81
営業外費用合計	5,449	6,129
経常損失	△48,190	△16,016
特別損失		
固定資産除却損	0	-

特別損失合計	0	-
税引前当期純損失	△48,190	△16,016
法人税、住民税及び事業税	290	290
当期純損失	△48,480	△16,306

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	424,000	120,500	120,500	△419,397	△419,397	125,102	125,102
当期変動額							
当期純損失				△48,480	△48,480	△48,480	△48,480
当期変動額 合計				△48,480	△48,480	△48,480	△48,480
当期末残高	424,000	120,500	120,500	△467,878	△467,878	76,621	76,621

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備 金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	424,000	120,500	120,500	△467,878	△467,878	76,621	76,621
当期変動額							
新株の発行	11,000	10,000	10,000			21,000	21,000
当期純損失				△16,306	△16,306	△16,306	△16,306
当期変動額	11,000	10,000	10,000	△16,306	△16,306	4,693	4,693

合計							
当期末残高	435,000	130,500	130,500	△484,184	△484,184	81,315	81,315

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。
ただし、建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 15～24年
構築物 15年
器具備品 3～20年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。
2. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記していましたが「貯蔵品」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前事業年度の財務諸表において「流動資産」に表示していた「貯蔵品」2,337千円、「その他」563千円は、「その他」2,900千円として組替えています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	4,830千円	5,847千円
構築物	506千円	571千円
器具備品	5,892千円	4,154千円

※2 無形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
ソフトウェア	15,974千円	23,418千円

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度
-------	-------

(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	54,450 株	-株	-株	54,450 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	事業年度期首 株式数	事業年度 増加株式数	事業年度 減少株式数	事業年度末 株式数
普通株式	54,450 株	2,100 株	-株	56,550 株

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりです。

第三者割当による増加 2,100 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用し、また、デリバティブは利用しておらず、投機的な取引は行いません。なお、資金は、必要に応じて増資や社債発行により調達する方針です。

(2) 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは認識していません。

社債は、顧客分別金信託、および運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、支払期日や償還期日に支払いや償還を実行できなくなるリスクとしての流動性リスクがあると認識しています。

未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

未払金、未払費用、未払法人税等は、流動性リスクがあると認識しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

預金の預入先の信用リスクについては、預入先の格付け等のモニタリングにより管理しています。

・流動性リスクの管理

当社の資金繰計画の管理により、流動性リスクに対応しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	102,892	102,892	—
(2) 直販顧客分別金信託	230,000	230,000	—
(3) 未収委託者報酬	26,456	26,456	—
資産計	359,349	359,349	—
(1) 未払金	2,139	2,139	—
(2) 未払費用	5,126	5,126	—

(3) 未払法人税等	866	866	—
(4) 社債	300,000	301,010	1,010
負債計	308,132	309,141	1,010

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	62,973	62,973	—
(2) 直販顧客分別金信託	360,000	360,000	—
(3) 未収委託者報酬	43,606	43,606	—
資産計	466,579	466,579	—
(1) 未払金	8,540	8,540	—
(2) 未払費用	6,803	6,803	—
(3) 未払法人税等	1,315	1,315	—
(4) 社債	400,000	402,348	2,348
負債計	416,660	419,008	2,348

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
(1) 現金・預金	102,892	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	230,000	—	—	—

(3) 未収委託者報酬	26,456	—	—	—
合計	359,349	—	—	—

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	62,973	—	—	—
(2) 直販顧客分別金信託	360,000	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	43,606	—	—	—
合計	466,579	—	—	—

(注) 3. 社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	200,000	—	—	100,000	—
合計	200,000	—	—	100,000	—

当事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
社債	—	300,000	100,000	—	—
合計	—	300,000	100,000	—	—

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	154,213 千円	144,831 千円
その他	475 千円	603 千円
繰延税金資産小計	154,689 千円	145,434 千円
評価性引当額	△154,689 千円	△145,434 千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円
繰延税金資産 (純額)	— 千円	— 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
税引前当期純損失であるため記載していません。	税引前当期純損失であるため記載していません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.35% から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度および平成 29 年 4 月 1 日に開始する事

業年度に解消が見込まれる一時差異については30.54%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.31%に変更されています。

この税率変更に伴う影響はありません。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)および当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2. 関連情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)および当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(1) 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービスは単一であるため、記載していません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しています。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 役員および個人主要株主等

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	1,407 円 19 銭	1,437 円 93 銭
1 株当たり当期純損失金額	△890 円 37 銭	△291 円 66 銭

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないためおよび 1 株当たり当期純損失が計上されているため記載していません。

(注 2) 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純損失	△48,480 千円	△16,306 千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純損失	△48,480 千円	△16,306 千円
普通株式の期中平均株式数	54,450 株	55,907 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

第 9 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	44,179
直販顧客分別金信託	500,000
未収委託者報酬	49,269
その他	3,176

流動資産合計		596,625
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物		17,114
構築物		296
器具備品		1,275
有形固定資産合計		18,686
無形固定資産		
ソフトウェア		25,672
無形固定資産合計		25,672
投資その他の資産		
長期前払費用		4,127
投資その他の資産合計		4,127
固定資産合計		48,485
資産合計		645,111
負債の部		
流動負債		
短期借入金		100,000
預り金		7,537
顧客預り金		28,135
未払金		7,878
未払費用		6,471
未払法人税等		3,034
未払消費税等		4,384
流動負債合計		157,441
固定負債		
社債		400,000
固定負債合計		400,000
負債合計		557,441
純資産の部		
株主資本		
資本金		435,000
資本剰余金		
資本準備金		130,500
資本剰余金合計		130,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△477,830
利益剰余金合計		△477,830
株主資本合計		87,669
純資産合計		87,669
負債・純資産合計		645,111

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)		
営業収益		
委託者報酬		112,961
営業収益合計		112,961
営業費用		35,444
一般管理費	※1	67,534
営業利益		9,982
営業外収益	※2	907
営業外費用	※3	3,459
経常利益		7,430
特別損失		0
税引前中間純利益		7,430
法人税、住民税及び事業税		1,076
中間純利益		6,353

(3) 中間株主資本等変動計算書

第9期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	435,000	130,500	130,500	△484,184	△484,184	81,315	81,315
当中間期変動額							
中間純利益				6,353	6,353	6,353	6,353
当中間期変動額合計	-	-	-	6,353	6,353	6,353	6,353
当中間期末残高	435,000	130,500	130,500	△477,830	△477,830	87,669	87,669

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。 ただし、建物（附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しています。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 15～24年 構築物 15年 器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しています。</p>
2. 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

(会計方針の変更)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
<p>(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当中間会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。 これによる中間財務諸表に与える影響はありません。</p>

(追加情報)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しています。

(中間貸借対照表関係)

第9期中間会計期間 (平成28年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 9,932千円

(中間損益計算書関係)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	921 千円
無形固定資産	5,047 千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
講演料収入	734 千円
原稿料	137 千円
印税	15 千円
※3 営業外費用のうち主なもの	
社債利息	3,163 千円
支払利息	251 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	56,550 株	-株	-株	56,550 株

(2) 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

(4) 配当に関する事項 該当事項はありません。

(リース取引関係)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(金融商品関係)

第9期中間会計期間 (平成28年9月30日)

(1) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額

	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	44,179	44,179	—
(2) 直販顧客分別金信託	500,000	500,000	—
(3) 未収委託者報酬	49,269	49,269	—
資産計	593,449	593,449	—
(1) 短期借入金	100,000	100,000	—
(2) 未払金	7,878	7,878	—
(3) 未払費用	6,471	6,471	—
(4) 未払法人税等	3,034	3,034	—
(5) 社債	400,000	403,624	3,624
負債計	517,383	521,007	3,624

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金 (2) 直販顧客分別金信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 短期借入金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(有価証券関係)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載していません。

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した額が中間損益計算書の営業収益の 90%超であるため、記載を省略しています。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しています。

(3)主要な顧客ごとの情報

記載すべき重要な事項はありません。なお、外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先はありません。

(1株当たり情報)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,550円29銭
1株当たり中間純利益(△損失)金額	112円36銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため、記載していません。	
1株当たり中間純利益(△損失)の算定上の基礎	
中間純利益	6,353千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	6,353千円
普通株式の期中平均株式数	56,550株

(重要な後発事象)

第9期中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
--

該当事項はありません。

公開日 平成 28 年 12 月 26 日
作成基準日 平成 28 年 11 月 30 日

本店所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目 5-9
お問い合わせ先 総務部

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 5 月 25 日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

指定社員

公認会計士 立野 晴朗 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の平成 28 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべて

の重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

*1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.XBRL データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 11 月 30 日

鎌倉投信株式会社
取締役会 御中

イ デ ア 監 査 法 人
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公認会計士 立 野 晴 朗 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている鎌倉投信株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、鎌倉投信株式会社の平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。